

特別名勝松島管理計画（松島町・七ヶ浜町・利府町関係）

1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	特別名勝 松島
2 指定年月日	大正12年3月7日（名勝指定） 昭和27年11月22日（特別名勝指定） 昭和36年6月26日（一部指定解除）
3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地	宮城郡七ヶ浜村（現七ヶ浜町）の御殿崎突角より桃生郡宮戸村（現東松島市）波島の南端を見通す線と、同郡（現東松島市）鳴瀬川河口右岸より波島の東端を見通す線との結合線以内の海面並びに島嶼の全部及び宮城郡七ヶ浜村より桃生郡鳴瀬川河口右岸に至る沿海の大字の全部のうち、塩竈市、七ヶ浜町の一部を除いた地域
4 管理計画を定めた教育委員会	宮城県教育委員会
5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況	<p>宮城県は、昭和3年5月31日付けで、保存のために必要な管理及び復旧にあたるものとして、名勝松島の管理団体に指定された。また、戦後の文化財保護法においても、引き続き管理団体の指定を受けている。宮城県では管理団体として昭和51年に保存管理計画を策定した。以後、社会状況の変化に応じておおむね10年ごとに改定してきている。</p> <p>令和5年の改定では保存活用計画とし、まず東日本大震災を経た特別名勝松島の価値とそれを構成する要素を再整理し、保存すべき要素を確認した。そして、それらの分布状況をこれまで管理のために行ってきた保護地区区分に反映させたい。震災後の実情に合わせて整理・統合することにより、保存管理を地域の実情により細かく対応しうるものとした。また、現状変更等（現状変更及び保存に影響を及ぼす行為。以下、「現状変更等」という。）の取扱い指針は、松島の景観保存と地域住民の生活・生業との調和を図りうるものとした。</p> <p>また、平成23年に発生した東日本大震災の復興事業迅速化に対応するため、平成25年4月1日付けで、文化庁長官より一部の事務処理権限の委譲を受け、さらに、平成26年3月25日付けで、防災集団移転地となった地域の一部事務処理権限も委譲された。</p> <p>なお、現状変更申請については、令和3年度において個別権限委任により県及び市が許可したものが275件、国による許可33件となっている。</p>
6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針	<p>特別名勝松島の保存管理に当たっては、以下の2項目を基本方針として管理を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然の特徴を活かした保存管理を図る 2 松島らしい暮らしと歴史がつくる風景を育む <p>また、管理の方法は以下の通りである。</p> <p>特別名勝松島については、地質・地形上の特性、植生上の特性、現状の土地利</p>

	<p>用及び景観への影響度を考慮して、特別、第1種～第3種及び海面の5つの保護地区に区分して保存管理を図る。</p> <p>以下に、各地区の定義及び概要を示す。</p> <p>(1) 特別保護地区</p> <p>核心的な松島の自然が特に良好に残る区域と、観賞の場のうち四大観周辺、瑞巖寺周辺や雄島など、松島を代表する歴史的景観が良好に残り、“松島の風景”の基盤として最も重要な地区。</p> <p>(2) 第1種保護地区</p> <p>特別保護地区に準ずる区域で、里山的環境も含めて自然が良好に残り、近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。</p> <p>(3) 第2種保護地区</p> <p>「松島湾の畑作景観・島嶼部の稲作景観」や「松島湾沿岸漁業と漁村景観」として宅地、農地等の土地利用がされており、自然とともにある暮らしや歴史のある近景・遠景として大切な役割を果たしている地区。</p> <p>(4) 第3種保護地区</p> <p>第2種保護地区に準ずる区域で、宅地、商業地、農地等の土地利用がなされ、松島への導入部分として、来訪者の印象や観賞の場からの眺望に影響を与えている地区。</p> <p>(5) 海面保護地区</p> <p>海上からの近景はもとより、陸上にある観賞の場からの遠景としても重要な役割を果たしている海域。</p>
<p>7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域</p>	<p>(1) 現状変更等の許可の基準</p> <p>適用区域の区分については、前項及び区分図(別図)のとおりとする。このうち、以下の(2)基本方針並びに(3)取扱い指針に沿った現状変更等について、文化財保護法第125条の規定による許可及びその取り消し並びに停止命令に係る文化庁長官の権限に属する事務を、宮城県教育委員会が行うこととする。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>特別名勝松島の指定地内における現状変更等の基本的な取扱い指針については以下のとおりである。</p> <p>① 共通事項</p> <p>1) 現状変更等は、景観に配慮され、松島の保存に著しく支障をきたすものでなければ認める。</p>

	<p>2) 関係法令・各種計画との調整を図る。</p> <p>3) 関係者の財産権、地域の安全を尊重し、調整を図る。</p> <p>② 各保護地区区分の取扱い指針</p> <p>1) 特別保護地区 核心的な松島の自然や歴史的景観の保全を優先した取扱いとする。</p> <p>2) 第1種保護地区 人手が加えられながら維持されてきた里山的環境（自然）の保全を優先した取扱いとする。安全対策や生業・生活にも配慮する。</p> <p>3) 第2種保護地区 安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、周囲と調和した色彩の採用、緑地保全や緑化など、良好な景観形成を促す。</p> <p>4) 第3種保護地区 安全対策や生業・生活に配慮した取扱いとする。開発行為に対して、松島の景観に影響を及ぼさないよう促す。</p> <p>5) 海面保護地区 住民生活・生業や航行の安全に配慮しつつ、海域縮小の抑制をする。</p> <p>(3) 取扱い指針</p> <p>現状変更等の行為に対する取扱い指針は以下のとおりである。</p> <p>① 特別保護地区</p> <p>1) 建築物の新築及び改築等 新築・増築は、松島の保存活用上必要なもの以外、原則認めない。既存建築物の改築及び同一地区内の移転は、周囲の景観に影響を与えないものは認める。 意匠：外観等は目立つ色彩を避け、周囲の景観と調和させること。 高さ：改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。 建築面積：改築・移転前の建物規模を超えないこと。</p> <p>2) 工作物の新設等 新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策上必要なもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なもののみ認める。</p> <p>3) 土地の造成 地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り認める。</p> <p>② 第1種保護地区</p> <p>1) 建築物の新築及び改築等</p>
--	--

新築は、松島の保存活用上必要なものか、生業・生活上必要で、且つ当該地でしか用をなさないものを除き、原則認めない。既存建築物の改築・増築・同一地区内の移転は周囲の景観に影響を与えないものは認める。

意匠：外観等は目立つ色彩を避け、周囲の景観と調和させること。

高さ：改築・移転前の建物高を超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。

建築面積：改築・増築・移転前の建物規模を超えないように努めること。

2) 工作物の新設等

新設は松島の保存活用上必要なもの、安全対策や生活・生業上必要なもの、公園など公益に資するもの以外、原則認めない。改修・移設は、上記のほか、当該地以外では用をなさず、景観に与える影響が軽微なものは認める。

3) 土地の造成

地形の改変を伴う造成は原則認めない。但し、松島の保存活用上必要なものか、既存建築物・工作物等除却や、安全対策上やむを得ない場合に限り認める。

③ 第2種保護地区

1) 建築物の新築及び改築等

景観への影響が軽微なものは認める。

意匠：外観等は周囲の景観と調和させ、景観向上に努めること。

高さ：既存の高さもしくは10m（場所によっては13m又は15m）を原則超えないこと。かつ四大観及び周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵尾根線を超えないこと。

2) 工作物の新設等

都市計画法第4条第11項及び都市計画法施行令第1条に掲げる第一種特定工作物、墓園やスポーツ施設を除く第二種特定工作物及び風力発電施設の新設は原則認めない。太陽光発電施設は地上設置で事業敷地面積が50㎡以上のものは、四大観及び主要な観賞の場の眺望に影響を与える場所での設置は原則認めない。

3) 土地の造成

自然地形の改変や景観に影響を与えるもの以外は認める。

④ 第3種保護地区

1) 建築物の新築及び改築等

景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。

意匠：外観等は周囲の景観と調和させ、景観向上に努めること。

高さ：周辺の観賞の場から眺望した際に丘陵の尾根線を超えないこと。また、海岸線の眺望確保に努めること。

2) 工作物の新設等

景観に大きく影響を与えるものは認めない。

3) 土地の造成

景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。

⑤ 海面保護地区

1) 工作物の新設等

養殖棚等の生業に係る施設の新設・改修等及び人命・船舶の航行安全を確保するための必要最小限の工作物以外は原則認めない。

2) 土地の造成

海面の埋立て及び岩盤の掘削を伴う浚渫は原則認めない。但し、人命・船舶の航行安全を確保するか、その行為の性質上やむを得ない場合に限り認める。

⑥ 各地区共通

1) 木竹の伐採等

自然木の伐採は以下〈1〉～〈3〉に該当するもの以外、原則認めない。人工林の伐採は景観に大きく影響を与えるもの以外は認める。

〈1〉 松島の保存活用上必要なもの

〈2〉 安全対策上必要なもの

〈3〉 生活生業に支障をきたしているもの

2) 公共公益事業

〈1〉 道路

観賞の場からの眺望に配慮し、地形や植生の改変は極力避けること。

また、道路整備により沿道の開発等が誘発されることも踏まえ、将来景観へ与える影響についても検討すること。

〈2〉 鉄塔・電柱・携帯電話基地局・各種アンテナ等

設置場所、ルートは観賞の場からの眺望に配慮し、高さや設置数を最小限とすること。なお、電柱等は地中化や既存施設の統廃合など、景観に配慮した形態・意匠とすること。

〈3〉 港湾・漁港・水産施設

港湾・漁港および水産施設は、多様な施設の集合体としてひとつの景観を形成するため、諸施設の配置や、個々の施設の形態、意匠で観賞の場からの眺望に配慮すること。

〈4〉 河川・海岸保全

砂浜や海食崖など自然の海岸線の改変は避けること。また、沿岸施設は長大で直線的な施設を避け、可能な限り海岸線に合わせた曲線的な整備に努め

ること。護岸、消波堤などは、自然素材等で表面処理し、植栽等で背後の景観と調和を図ること。

〈5〉法面保護、擁壁

地形に合わせた勾配を原則とし、切土は最小限にすること。法面自体は長大な単一勾配とならないよう工夫して、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、法面処理は緑化を原則とし周囲の景観と調和を図ること。

〈6〉公園緑地

遊具等や駐車場の見え方について、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和に努めること。また、地域の自然環境保全の観点から周囲の植生との調和を図ること。

〈7〉公共建築物

地域を代表するものとして、形態、意匠等で景観保護の先導的な役割を果たすよう努めること。建築物の計画は、外構部と一体的に行い、観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観と調和を図ること。

〈8〉区画整理

区画整理を行う際は、土地造成が認められている保護地区であっても、原地形や旧道の線形を活かし、緑化を施すことで観賞の場からの眺望に配慮するとともに、周囲の景観との調和を図ること。

〈9〉農地・森林整備

農地整備では、地形や植生の改変は原則として避け、森林整備は、整備対象となる森林の形成過程を踏まえ、植生の急激な改変を避けるなどして、周囲の景観との調和を図ること。

別記

※工作物のうち、特別名勝松島の景観に与える影響が軽微とみなされるものについては、「特別名勝松島の景観に対する影響が軽微と見なされる工作物の基準」に基づき取扱うこととする。（別紙1）

註

四大観：多聞山・扇谷・富山・大高森

観賞の場：近代以降の観光開発を通じて整備された、四大観を含めた43の展望地点

	<p>(4) 権限委譲を受ける保護地区</p> <p>別図の範囲である。なお、市町境界のない一部海域については、宮城県、塩竈市、東松島市及び七ヶ浜町が協議し権限委譲の範囲を定めた。</p>
<p>8 その他参考となるべき事項</p>	<p>(1) 令和5年3月の保存活用計画における地区区分と本管理計画における許可基準の関係について、両者は同じである。</p> <p>(2) 他法令・条例による規制</p> <p style="padding-left: 40px;">別紙2の通り</p> <p>(3) 権限移譲に伴う現状変更等の許可等については、宮城県文化財保護審議会松島部会において調査審議し判断する。</p>

(別紙1)

特別名勝松島の景観に対する影響が軽微と見なされる工作物の基準

宮城県教育庁文化財課

文化財保護法施行令第5条第4項第一号ハにより宮城県教育委員会が処理することになっている現状変更等のうち、形態・意匠、設置場所等に配慮した以下の工作物については、本文の許可基準に合致し、風致景観に与える影響が軽微なものについては、許可するものとする。

保護地区区分 対象工作物	特別	第1種	第2種	3種
電柱（周辺機器を含む）		高さ15メートル以下	高さ15メートル以下	制限なし
転落防止柵・手すり	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
案内板・説明板	高さ5メートル以下	高さ5メートル以下	高さ5メートル以下	制限なし
屋外広告物（案内板・説明板を除く）			高さ5メートル以下	高さ5メートル以下
住宅・店舗等外構工事			制限なし	制限なし
既設道路付帯施設 （ガードレール・街灯等）	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
鉄道付帯施設		制限なし	制限なし	制限なし
ポール型携帯電話基地局 （周辺機器を含む）			高さ15メートル以下	高さ15メートル以下
駐車場付帯施設（電灯等）			制限なし	制限なし
句碑			制限なし	制限なし
排水機場			制限なし	制限なし

他法令・条例による規制

番号	規制区域等の名称	根拠法令
1	国・県指定文化財・埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法/文化財保護条例
2	県立自然公園松島（普通地区）	自然公園法/県立自然公園条例
3	国設松島鳥獣保護区（特別保護地区）	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律
4	県立都市公園松島	都市公園法/県立都市公園条例
5	農業振興地域及び農用地域	農地法/農業振興地域の整備に関する法律
6	海岸保全区域及び一般公共海岸区域	海岸法
7	公共の用に供する水面	水産資源保護法/宮城県漁業調整規則/公有水面埋立法
8	漁港区域	漁港法/漁港管理条例/漁港漁場整備法
9	地域森林計画対象民有林・保安林 （宮城南部森林計画区/宮城北部森林計画区）	森林法
10	松島観光都市計画区域	都市計画法
11	仙塩広域都市計画区域/石巻広域都市計画区域	都市計画法
	市街化区域/市街化調整区域	都市計画法
	用途地域	都市計画法/建築基準法
	開発区域	都市計画法
	地区計画	都市計画法
12	特別名勝松島のうち市街化区域	屋外広告物法/屋外広告物条例
13	移転促進区域	防災のための集団移転促進事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律
14	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律
15	景観計画区域	景観法
16	道路区域（道路予定地）	道路法/道路整備特別措置法（有料道路）
17	河川区域/河川保全区域	河川法
18	港湾区域/港湾隣接地域	港湾法
19	砂防指定地	砂防法/砂防指定地管理条例
20	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
21	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
22	離島振興対策実施地域（浦戸諸島）	離島振興法
23	土地の形質変更等の区域	土壤汚染対策法
24	（区域定めず）	温泉法
25	（区域定めず）	採石法
26	設置規制区域	太陽光発電施設の設置に関する法律